

令和6年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (要約)

令和6年6月
環境省



令和6年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 概要

概要

- 環境基本法第12条に基づき、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ。
- 例年、5月頃の与党部会での審査ののち、環境の日（6月5日）に合わせ、**6月上旬頃に閣議決定**。
- 循環型社会白書（循環型社会形成推進基本法）、生物多様性白書（生物多様性基本法）と合わせて、**1冊に合冊**。

白書の構成

第1部 総説

第2部 講じた施策、講じようとする施策

特集として
毎年テーマを
設定
（政府全体の環境施策の動向について分野ごとに詳細を記述）
毎年定例のもの

総説のテーマ

自然資本充実と環境価値を通じた「新たな成長」による「ウェルビーイング／高い生活の質」の充実 ～第六次環境基本計画を踏まえ～

- 2024年5月に閣議決定した第六次環境基本計画で最上位の目的にしている「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」をもたらす「新たな成長」を実現していく。
- 化石燃料等の地下資源に過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源を基調とする、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済システム」への転換が必要。

過去のテーマ一覧

年度	テーマ
令和3年版	2050年カーボンニュートラルに向けた経済社会のリデザイン（再設計） （新型コロナ、気候変動、生物多様性、地域循環共生圏、ライフスタイルイノベーション、東日本大震災）
令和4年版	グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～ （気候変動、生物多様性、地域循環共生圏、ライフスタイルイノベーション、東日本大震災）
令和5年版	ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けて～環境・経済・社会の統合的向上～ （気候変動、生物多様性、地域循環共生圏、ライフスタイルイノベーション、東日本大震災）

第1部の構成

第1章 第六次環境基本計画が目指すもの

環境・経済・社会の統合的向上など環境政策が全体として目指すべき大きなビジョンを示すとともに、今後5年間程度を見据えた施策の方向性を示す。

- 第六次環境基本計画の策定、気候変動、環境の危機、経済、社会、環境の状況、環境行政の不変の原点「水俣」、ウェルビーイング/高い生活の質、新たな成長、自然資本、環境価値、循環共生型社会など。

第2章 自然再興・炭素中立・循環経済の統合に向けて

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という相互に関係する3つの世界的危機に対し、課題の相互依存性を認識して政策の統合・シナジーを図る。

- 自然共生サイト、ネイチャーポジティブ経済への移行、侵略的外来種対策、クマ類対策、GXの実現、地域の脱炭素化、ESG地域金融、脱炭素アドバイザー、洋上風力発電、二国間クレジット制度、循環経済（サーキュラーエコノミー）、第五次循環型社会形成推進基本計画、プラスチック汚染など。

第3章 持続可能な地域と暮らしの実現

炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成は、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにもつなげていくことが重要。「地域循環共生圏」を更に発展させるとともに、全国規模に広げていく。

- 地域循環共生圏の更なる進展、ESG地域金融・環境教育等、デコ活、官民連携協議会（デコ活応援団）、ライフスタイルシフト（住まい、食、ファッション、移動など）、人の命と環境を守る（熱中症対策、エコチル調査、化学物質対策）、令和6年能登半島地震への対応など。

第4章 東日本大震災・原発事故からの復興と環境再生の取組

被災地の環境再生の取組の進捗や、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を伝える。

- 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組、福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組、未来志向の取組、ALPS処理水に係る海域モニタリング、リスクコミュニケーションの取組など。

環境の危機（地球温暖化による大雨や記録的な高温への影響/生物多様性の現況/汚染の現状）

「グローバルリスク報告書2024」では、今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち、**5つは環境関連のリスク**（異常気象、地球システムの危機的変化、生物多様性の損失、天然資源の不足、汚染）。**環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析。**

2023年の世界の年平均気温は、産業革命前より1.45℃（±0.12℃）上昇し、観測史上最高。世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速。

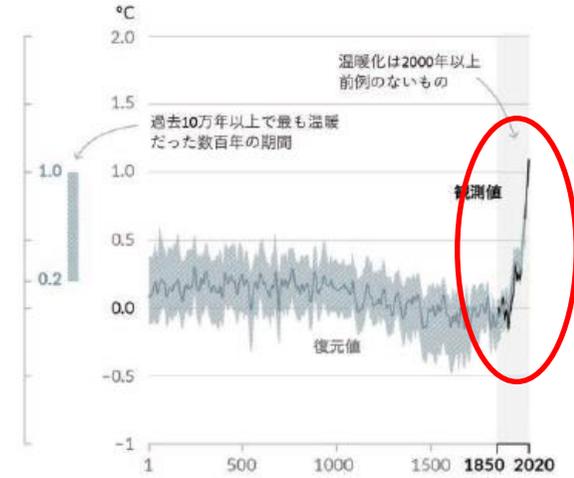
- 猛暑や大雨などの異常気象に地球温暖化がどの程度寄与しているか解明するため、「イベント・アトリビューション」と呼ばれる手法を活用した研究が進展。

ティッピングポイント

- ・ 地球システムの危機的変化については、例えば、気候変動において人為起源の変化があるレベルを超え、気候システムにしばしば**不可逆性を伴うような大規模な変化が生じる転換点であるティッピング・ポイントに達することが懸念。**
- ・ 世界の平均気温が1.5℃を上回ると、グリーンランドの氷床崩壊、西南極大陸の氷床崩壊、熱帯サンゴ礁の枯死、永久凍土の突発的融解、ラブラドル海流崩壊などの複数のティッピング・ポイントが突破される可能性を指摘する研究事例もある。

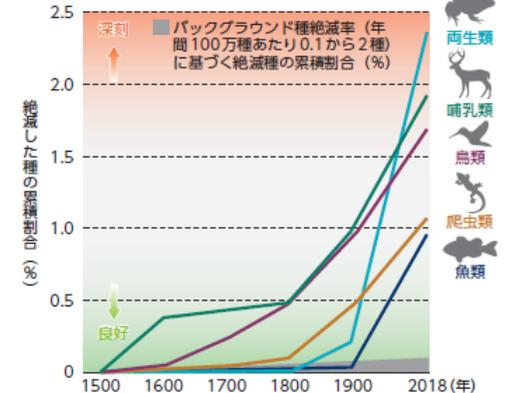
- 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、**過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度**で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速と指摘。

1850年から1900年までを基準とした世界の平均気温の変化



資料：AR6 WG1 図 SPM.1 a) より環境省作成

1500年以降の絶滅数



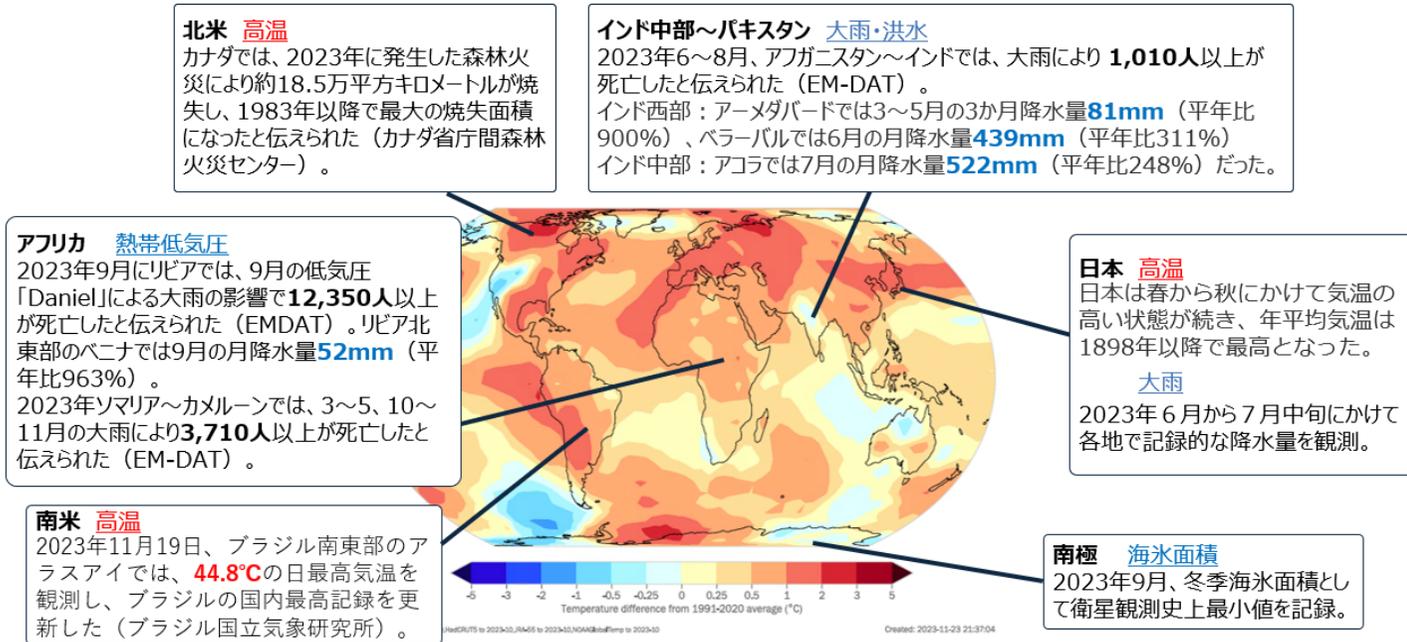
注：1500年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。

資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成

国内外で深刻な気象災害等が発生し、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まると予想されており、気候変動問題は危機的な状況にある。

- 世界気象機関（WMO）や気象庁の報告によれば、2023年も世界各地で様々な気象災害が発生。また、WMOは、2023年は、エルニーニョ現象と気候変動が重なり、6～12月のすべてで月間の最高平均気温を更新し、2023年が観測史上最も暑かった年であることを発表。カナダでは1983年以降で最大となる約18.5万km²が森林火災で焼失し、ギリシャではEU加盟国の過去最大規模の面積が焼失。
- 我が国では、6月末～7月中旬には、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、期間中の総降水量は大分県、佐賀県、福岡県で1,200ミリを超えたほか、北海道、東北、山陰及び九州北部地方（山口県を含む）で7月の平年の月降水量の2倍を超えた地点があった。
- 1946年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となり、5月から9月までの全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、2番目に多い。

2023年の世界各地の異常気象



図：1991-2020年の平均気温に対する2023年の平均気温の偏差

カナダの森林火災被害の様子
＜カナダ ケベック州＞



資料：AFP=時事

福岡県の大雨の被害の様子
＜福岡県久留米市＞

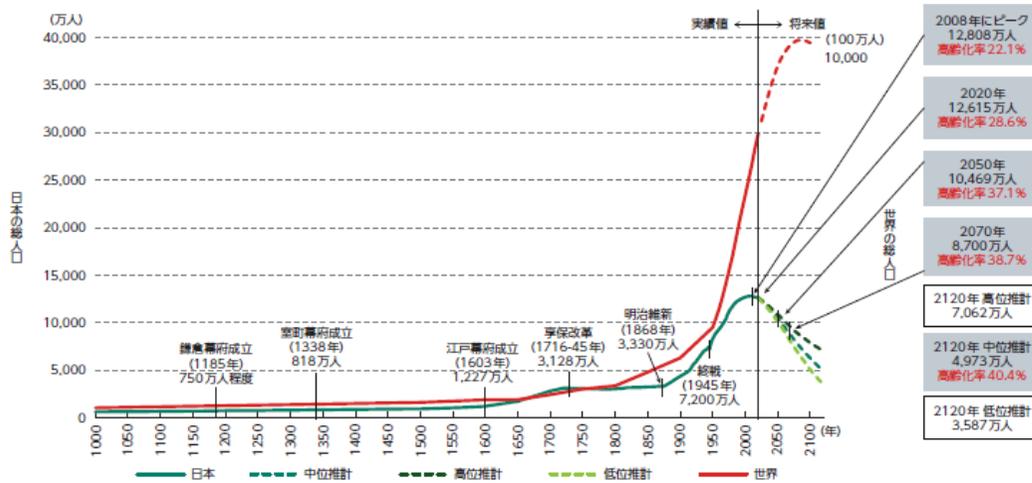


資料：AFP=時事

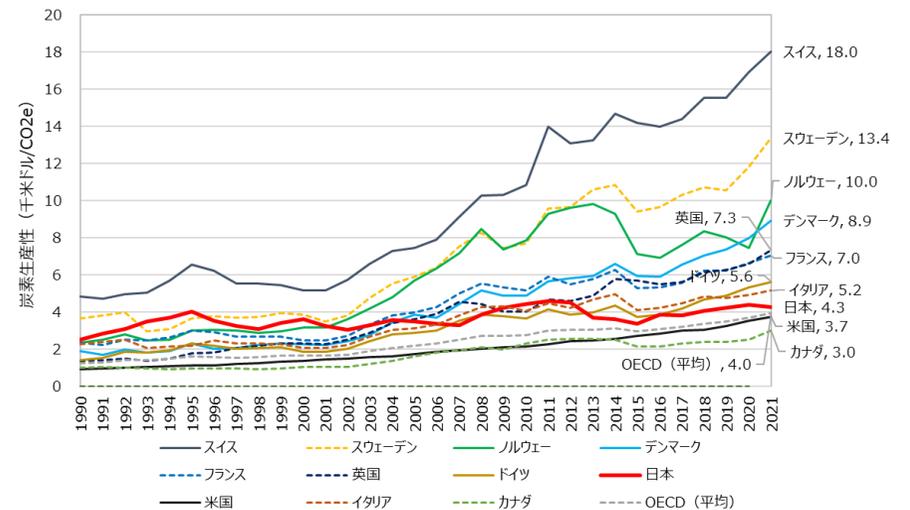
我が国は、世界に先駆けて高齢化、人口減少しており、**高齢化、人口減少が進む社会において経済社会を維持する独自モデルを構築することが必要**。一方、**炭素生産性などは主要国の中で低い水準**。今後、**低炭素化に向けた取組の加速化が必要**。

- 環境への取組を通じてどのように経済・社会を統合的に向上させていくかを考える前提として、社会・経済の状況や、環境と経済・社会相互の関連を分析。

世界と日本の人口推移と推計



主要国における炭素生産性の推移



世界の人口は、2022年に80億人、2050年には97億人に達することが予測され、その結果、**食料、水、資源等の不足を招き、貧困や経済格差が拡大**することが懸念。一方、**我が国の人口は、近年減少局面を迎え、2020年の1億2,615万人から2050年には18%減少**すると推計。

我が国は、世界の人口が拡大する中で、**世界に先駆けて高齢化、人口減少**しており、**高齢化、人口減少が進む社会において経済社会を維持する独自のモデルを構築することが必要**。

炭素生産性については、温室効果ガス排出量に対するGDPの割合であり、1990年代半ばでは高い水準であったが、2000年頃から順位が低下し、**現在も主要国の中でも低い水準**。他の先進国が経済成長しながら温室効果ガスを削減する中で、我が国のGDPが他国に比べ伸び悩んだこと、為替の変動の影響等によるものと考えられる。**今後、より一層の低炭素化に向けた取組の加速化が必要**。

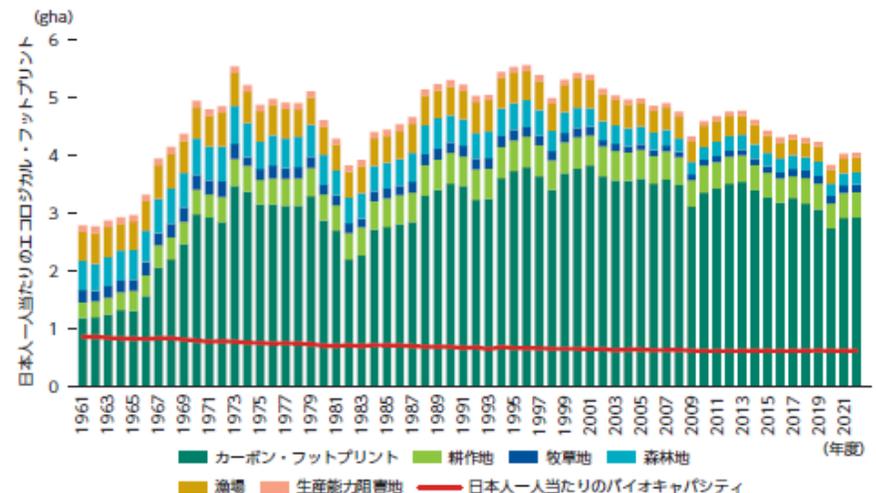
エネルギー、資源、食料の生産・調達・運搬は外交・安全保障上の重要な課題であるとともに、**環境問題と深く関わっており、気候変動が人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題であるとの認識、いわゆる「気候安全保障」の認識が浸透。**

- 新型コロナウイルス感染症の世界的まん延、ロシアによるウクライナ侵略等、歴史的な転換期とも言えるような状況を迎える中で、**国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、供給の途絶、混乱への懸念といった世界の安定に影響を及ぼすリスクが増大。**
- 我が国においては、**エネルギー自給率は約13%、カロリーベースの食料自給率は約38%と、依然としてエネルギー・資源・食料の多くを海外に依存。**
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書は、「気候変動は、食料安全保障を低下させるとともに水の安全保障に影響を与え、持続可能な開発目標を達成するための取組を妨げている」としている。

- 我が国のエコロジカル・フットプリントは、**国内のバイオキャパシティと比べて大きいことが特徴。国内で消費する資源の多くを海外からの輸入に依存。**海外の生態系サービスにも影響を与えていることを意味する。
- 今後、**再生可能エネルギーやデジタル等この百数十年間で生まれた様々なイノベーションを活用して、再び地上資源を基調とした新たな循環型の経済社会システムの構築が不可欠。**

- 人間活動が地球環境に与える影響を示す指標の一つである「**エコロジカル・フットプリント**」では、1970年代前半に生態系サービスの供給量（バイオキャパシティ）を超え、2022年時点で地球2.7個分に相当。

日本人一人当たりのエコロジカル・フットプリントとバイオキャパシティの推移



資料：グローバル・フットプリント・ネットワークより環境省作成

水俣病対策については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定・補償や1995年及び2009年の二度の政治解決による救済が行なわれるとともに、医療・福祉の充実や地域づくりの取組も進められてきたものの、現在もなお認定申請や訴訟は継続しており、**水俣病問題は終わっていない**。「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等を踏まえ、被害者の方々や地域の方々**が安心して暮らしていけるよう**、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていく。

- 我が国においては、各地において公害の甚大な被害を経験しており、1970年のいわゆる「公害国会」における**多数の公害関連法が制定され、1971年の環境庁の設置**など対策が急速に講じられつつあった。
- 一方で、1956年に公式確認され環境行政の原点とも言われる水俣病問題については、**その原因を発生させた企業に対して長期間にわたり適切な対応をすることができず、被害の拡大を防止できなかった**。
- その経験は、時代的・社会的な制約を踏まえるにしてもなお、**初期対応の重要性や、科学的不確実性のある問題に対して予防的な取組方法の考え方**に基づく対策も含めどのように対応するべきかなど、現在に通じる課題を投げかけている。

水俣病の発生地域では、**環境汚染に加えて、被害者の救済問題や偏見、差別など様々な問題が発生**。



- 1990年から1998年の間に熊本県と水俣市の共同で「環境創造みなまた推進事業」を推進。
→ 水俣再生へ向けた市民の意識づくりを実施。
- 1992年に水俣市は、全国に先駆けて「**環境モデル都市づくり**」を宣言。
→ **ごみの高度分別やリサイクルの活動**を始めとするさまざまな取組を地域ぐるみで推進。
- 2001年には国から**エコタウンの認証**、2008年には**環境モデル都市の認定**、2020年には**SDGs未来都市の認定**。
- 2012年より国、熊本県、水俣市等が連携して「**環境首都水俣**」創造事業を立ち上げ。
→ 現在も環境を軸にした持続可能なまちづくりに積極的に取り組む。



水俣病発生地域における「**もやい直し**」は、**地域の環境再生と復興**、そしてその先にある「**ウェルビーイング／高い生活の質**」の**実現**、また、それらの過程における「**参加**」の**重要性**や、更には地域の土台としての**コミュニティが果たす役割の大きさ**などについて、**今日の我々に重要な示唆を提供**。

環境基本法に基づく、政府全体の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、2024年5月に第六次環境基本計画を閣議決定。

- 気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面する等、強い「危機感」に基づいている。
- 化石燃料等の地下資源に過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、**地上資源を基調とする、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」**への転換が必要。
- 第五次環境基本計画に引き続き「循環共生型社会」と呼びつつ、「**環境収容力を守り環境の質を上げる**ことによって**経済社会全体が成長・発展できる文明**」と概念を発展させる。
- 環境基本計画が目指すべき最上位の目的として「**環境保全**」を通じた、「**現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生**の向上」（以下「**ウェルビーイング／高い生活の質**」）を位置づけ、将来にわたって「**ウェルビーイング／高い生活の質**」をもたらす「**新たな成長**」を実現していく。

第六次環境基本計画の基本的な考え方



環境基本法第1条

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

同心円のイメージ



※地域・企業などには、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

政府・市場・国民の共進化



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（マクロ経済、国土、地域、暮らし、イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

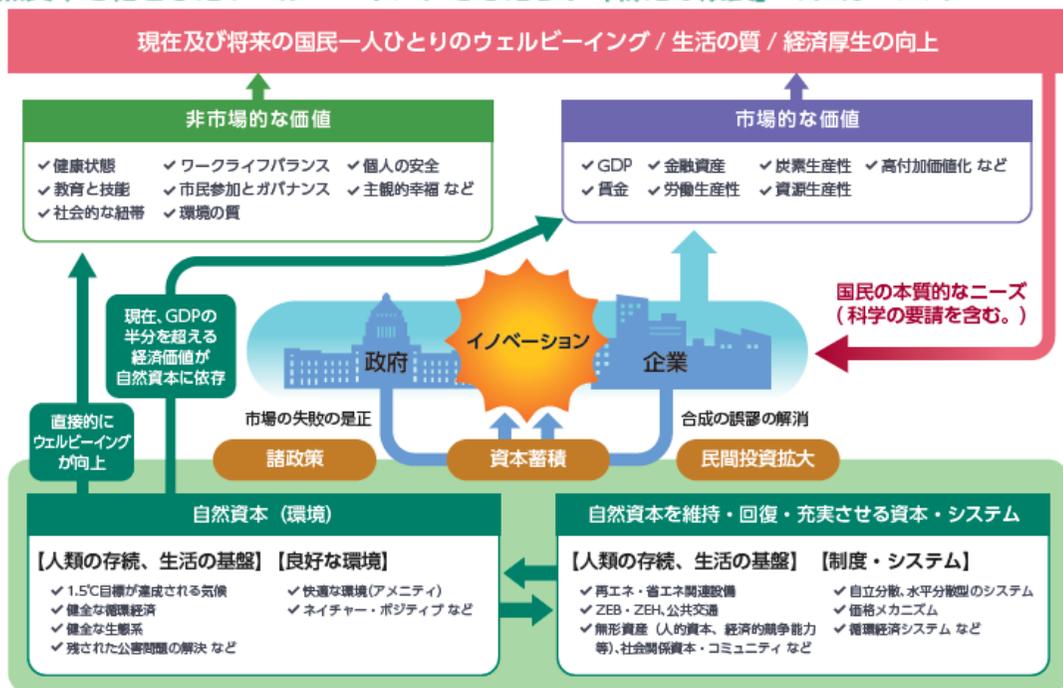
資料：環境省

将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」

第六次環境基本計画の特徴は、「環境の保全を通じて、**現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生**の向上」を最上位の目的として掲げている。

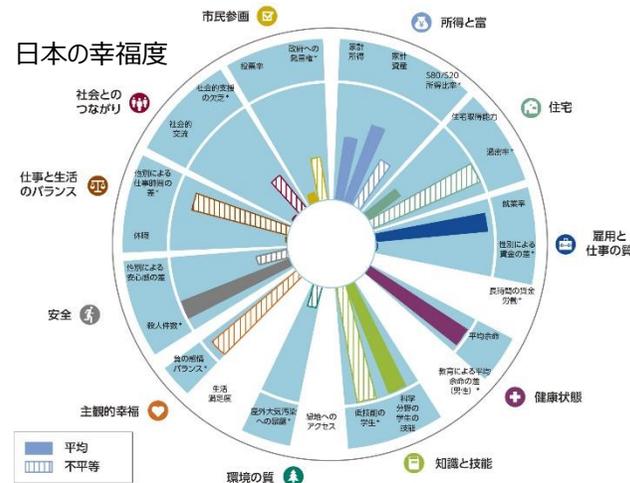
- 現下の環境危機を克服するためには、文明の転換、経済社会システムの変革が必要。
- 環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくため、「国民のウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標として掲げる。
- 「国民のウェルビーイング／高い生活の質」には、**市場を通じた価値（GDP、賃金、金融資産など）に加え、非市場的価値（健康、快適さ、環境の質、主観的幸福感など）が含まれており**、この両方を引き上げていくような「新たな成長」を目指す。

自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす「新たな成長」のメカニズム



OECDにおけるウェルビーイング調査

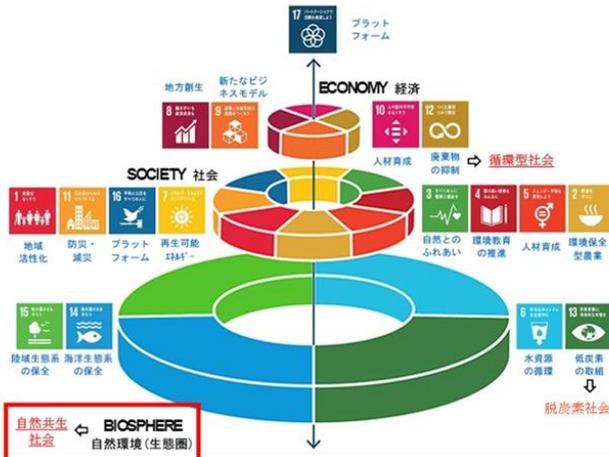
- OECDでは、「How's Life? 2020 Well-being Measuring」として、世界各国のウェルビーイングを調査。



注: このグラフは、各幸福度指標について他の OECD メンバー国と比べた相対的な日本の強みと弱みを示している。線が長い項目ほど他国より優れている(幸福度が低い)ことを示す(アスタリスク * がつくネガティブな項目は反転スコア)。不平等(上位層と下位層のギャップや集団間の差異、「剥奪」閾値を下回る水準の人々など)はストライプで表示され、データがない場合は白く表示されている。

資料: OECD「How's Life in Japan?」(2020年)より環境省作成

私たちの暮らしは、自然の恵みの上に成立。この環境負荷の総量を抑えて自然資本がこれ以上損なわれることを防ぎ、気候変動、生物多様性及び汚染の危機を回避するとともに、良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって、「**ウェルビーイング／高い生活の質**」に結びつけていくことが必要。



- 私たちの経済社会は、森林、土壌、水、大気等の自然資本の基盤の上に成立。
- **自然資本を維持・回復・充実させていくためには、それに寄与するような有形・無形の資本（人工資本、人的資本等）やシステムについて、長期的な視点に立ち、あるべき状態・ありたい状態に向け拡充・整備していくことが必要。**

自然資本を維持、回復、充実させるための資本とは、例えば、

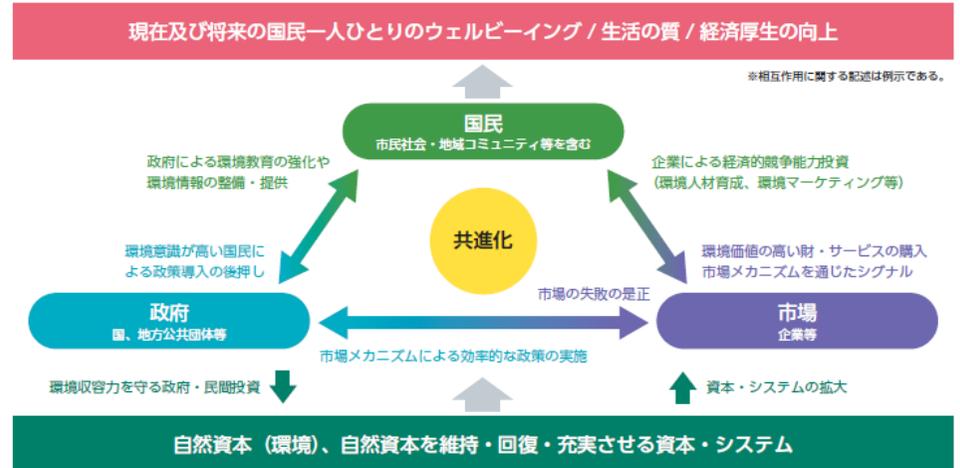
- ・省エネ・創エネ効果の高いZEB・ZEHは、快適・健康な労働・居住環境を提供。
- ・地域環境と調和しながら導入された**再生可能エネルギー設備**は、温室効果ガスの排出削減とともに、海外の化石燃料依存を低減し、エネルギー安全保障に資するとともに、災害時にも貢献。
- ・自動車走行量等の低減に必要な**コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造**は、歩いて暮らせる高齢者にもやさしい生活空間を提供。
- ・**カーボンプライシング**など市場メカニズムを活用したシステム、省エネや排出削減のための制度等

資料：Stockholm Resilience Centre の図より環境省作成

環境・経済・社会の統合的向上を実現するためには、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、持続可能な社会を実現する方向で相互作用、共に進化（共進化）していく必要がある。

- 持続可能な社会の実現のためには、社会を構成するあらゆる主体が、当事者意識を持ち、対等な役割分担の下で**パートナーシップを充実・強化**していくこと、さらに、自主的、積極的に環境負荷の低減や良好な環境の創出を目指していくことが必要。

政府・市場・国民の共進化によるウェルビーイング実現のイメージ



資料：フィリップ・アギヨン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井暁子（翻訳）『創造的破壊のカーボン主義を改革する22世紀の国富強』（2022年11月）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）『第三の支柱-コミュニティ再生の経済』（2021年7月）など参考に環境省作成

「長期的停滞」に代表される、環境問題を生む経済社会の構造的な問題を解決するためには、「変え方を変える」姿勢が求められる。

- ① **ストック重視**：GDPに代表されるフローだけでなく、自然資本などのストックの充実が不可欠
- ② **長期的視点**：企業にとって、目先だけでなく、長期的視点に立った投資も重要。将来世代への配慮を始めとした利他的な視点も必要。
- ③ **国民の本質的ニーズの重視**：企業が自らのシーズ（自社の持つ技術やノウハウ等）に過度にこだわることなく、将来のあるべき、ありたい姿を踏まえた現在及び将来の国民の本質的なニーズに対応していくことが必要。
- ④ **無形資産重視**：物質的な豊かさのみならず、心の豊かさも重視。経済活動においても、量より質の向上、環境価値を含む無形資産を活用した高付加価値化の視点が重要。
- ⑤ **コミュニティ重視**：ウェルビーイングの向上には社会関係資本（ソーシャルキャピタル）も重要であり、その基盤としてのコミュニティの充実が必要。
- ⑥ **自立・分散型**：東京一極集中、大規模集中型の社会経済システムから、自律分散型・水平分散型の国土構造、経済社会システムへの意向の視点が重要。

第六次環境基本計画を機に、「環境価値を活用した経済全体の高付加価値化」を進めるため、政府において、環境価値の見える化・情報提供、消費者の意識・行動変革、グリーン購入等の需要創出、さらには、必要に応じ、カーボンプライシング、支援、規制等の政策措置を講じ、市場のみに任せておいた場合に生ずる不都合（市場の失敗）を是正し、自然資本を改善する投資を促進していくことが必要。

環境価値を活用した経済全体の高付加価値化に向けた取組の例

「環境価値」が市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようにすることで、「経済全体の高付加価値化」を通じた、「新たな成長」を目指す。そのための施策として、例えば下記のとおり。

1 環境価値の見える化・情報提供

- 機器の省エネ性能、有機農産物、森林認証等の表示
- 住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネルギー性能表示の強化
- カーボンフットプリントガイドラインを踏まえたCFPの取組促進
- GX価値の算定・表示ルール形成（国際的に調和されたルール形成を追求）
- プラスチック資源循環促進法に基づく製品の環境配慮設計の認定

2 消費者等の意識・行動変革

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動
- 国民の本質的ニーズを把握し、環境価値を浸透させるためのマーケティング、ブランディング、人材育成等の無形資産投資の促進
- 食と農林水産業の持続可能な生産消費を進める「あひの環」プロジェクト



3 需要創出

- 政府・自治体等のグリーン購入
- 脱炭素先行地域や重点対策を通じた地域における需要創出
- 魅力的な自然環境を活用した感動と学びの経験と、利用拠点磨き上げによる、国立公園利用の高付加価値化

4 インセンティブ

- 導入初期段階等における支援（住宅断熱、高効率給湯器、電動車、ZEB・ZEH等）
- その際、補助スキームにおいて、GX価値等を評価することを検討

5 カーボンプライシング

- 成長志向型カーボンプライシングによるGX関連製品・事業の相対的競争力向上

6 規制・制度

- 住宅・建築物への省エネ基準適合義務化と段階的な引き上げ
- 省エネ法のトップランナー制度による機器の省エネ性能向上

環境価値の一例：グリーンスチール

- グリーンスチールとは、生産時のCO2等の排出量を削減した鉄鋼。
- カーボンニュートラル実現に重要なグリーンスチールの取組が進むためには、その環境価値が市場において受け入れられ、投資回収が可能な形となっていくことが必要。
- 環境価値について、需要家・消費者に対し、わかりやすく「見える化」して情報提供していくことが重要。そのため、カーボンフットプリントの表示の取組や、自社における温室効果ガス排出削減量を表示するためのルール作りの検討（マスバランス方式など）が進められている。

目指すべき社会の姿を「循環共生型社会」（第五次環境基本計画で提唱）とし、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会全体が成長・発展できる文明」と概念を発展させる。地上資源を基調とし、資源循環を進め、化石燃料などからなる地下資源への依存度を下げ、可能な限り新たな資源投入の低減を目指す。

- 第六次環境基本計画においては、これまで述べた、「将来にわたって『ウェルビーイング／高い生活の質』をもたらす『新たな成長』」をもたらす「循環共生型社会」を実現するため、以下の6つの重点戦略を記載。

<p>1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</p>	<p>2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上</p>	<p>3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり</p>
<p>自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化</p>	<p>自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現</p>	<p>地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実</p>
<p>4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現</p>	<p>5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装</p>	<p>6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献</p>
<p>「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出</p>	<p>本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備</p>	<p>海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進</p>

希望が持てる未来に向けての将来世代との意見交換

- ・ 将来世代の若い人たちの意見を聞くため、中央環境審議会総合政策部会と高校生からユース世代の各団体との意見交換を実施。
- ・ 主な声として、熱中症や集中豪雨等で地球温暖化や気候変動により生活が脅かされていると感じていること、若者が政策決定の過程に継続的に意見だけでなく評価等の先のステップまで参加したい、といった意見が挙がった。

- 「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方である。「ネイチャーポジティブ」の実現のため、「30by30目標」の達成に向けた取組や、自然を社会・経済の基盤と捉えた上で、社会・経済そのものの変革にアプローチをしていく取組を進めている。
- また、2023年10月から開始した「2030生物多様性枠組実現日本会議」（J-GBF）による「ネイチャーポジティブ宣言」発出の呼びかけ等を通じ、自治体、企業、団体等の行動変容の促進を図っている。

● 自然共生サイト、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案

・民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度より開始し、184か所を認定。

自然共生サイトの例

・生態系を回復又は創出するものも含めて民間等による自主的な活動を更に促進するため、2024年3月に第213回国会へ「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」を提出しました。



資料：モビリティリゾートもてぎ

● ネイチャーポジティブ経済への移行

- ・G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として、「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）」が新たに設立され、国際ワークショップが開催された。
- ・2023年9月にはTNFDにより、「提言」を含む自然関連財務情報の開示に関する一連の枠組みが提示されるなど国際的な動きも進展。
- ・企業による積極的な取組を後押しするとともに、国際的な議論と整合しつつ、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、関係省庁とともに、2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定。

● 侵略的外来種対策

- ・侵略的外来種が近年、国際的な議論において、大きな課題の一つとなっていることを踏まえ、「侵略的外来種に関するG7ワークショップ」を開催し、G7各国等とともに「侵略的外来種に関するG7声明：侵略的外来種及びその影響の管理に向けた国際協力の強化」（仮訳）を取りまとめた。
- ・国内においては、「外来種被害防止行動計画」の見直しに着手し、2030年までの侵略的外来種による負の影響の軽減に向けた取組を推進。

● クマ類対策

- ・クマ類について、2023年度は統計のある2006年度以降最も多い人身被害件数を記録。
- ・これを受け、クマ類の出没や被害の発生要因を分析するとともに、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめた。
- ・本方針を受けて、2024年4月に四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定。「クマ被害対策施策パッケージ」を着実に実施することで、クマ類の地域個体群を維持しながら、効果的な被害防止策を推進。



資料：環境省

「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

だいだらぽじてー

DAIDARAPŌJIE

日本各地で山や湖、川を作ったとして伝承されている巨人「だいだらぼっち」をモチーフで、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けるキャラクターとして制作されました。

- 1.5℃目標の達成を目指し、炭素中立型経済社会への移行を加速することは重要
- 2035年までの電力部門の完全又は大宗の脱炭素化というG7の合意も踏まえつつ、地球温暖化対策計画、更にはGX推進戦略等に基づき、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限導入など脱炭素電源への転換を進めるとともに、「GX経済移行債」を活用した20兆円規模の先行投資支援など成長志向型カーボンプライシング構想の速やかな実現・実行等、引き続きあらゆる施策を総動員しながら加速化していく。

「グリーントランスフォーメーション」（「GX」（Green Transformation））の実現

- 今後10年間で150兆円超とされる巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実行・実現していく。
- 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」が2023年5月に成立。2023年7月にGX推進法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を閣議決定。
- 2023年10月には、カーボン・クレジット市場が開設され、J-クレジットを対象とした売買が開始。
- 2023年12月、「GX経済移行債」を活用した「投資促進策」の具体化に向けて、重点分野ごとのGXの方向性や投資促進策等を示した分野別投資戦略をとりまとめ。
- 2024年2月にGX経済移行債の個別銘柄であるクライメート・トランジション利付国債の初回入札を実施。

地域の脱炭素化

- 地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会。意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こしていく。
- 地域脱炭素ロードマップに基づき、2030年度までにカーボンニュートラルを実現する脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国展開。2023年度までに4回の募集により73の脱炭素先行地域を選定し、110の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援。
- 脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等を集中的、重点的に支援するため、財政投融資を活用した株式会社脱炭素化支援機構が2022年10月に設立。2024年3月末までに、15件の支援決定を公表。

八木哲也副大臣による脱炭素先行地域（真庭市：第1回脱炭素先行地域）の視察の様子



- ESG地域金融促進事業として、ビジネス構築のモデルづくりを推進、金融機関を通じた企業の脱炭素化を後押し。
- 企業の脱炭素に向けた取組に関して専門的なアドバイスを行う人材に対するニーズの高まりを踏まえ、温室効果ガスの排出量計測や削減対策支援、情報開示に関する知識やノウハウ等に関して、資格制度が提供すべき学習プログラムの要件をまとめた「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」を公表し、「環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック」の類型について、5社の認定付与。
- 地域金融機関、商工会議所等と連携し、中小企業への支援を実施し、地域内の中小企業の脱炭素経営普及を目指すモデル事業において、2023年度は全国16件のモデル地域を採択。
- イノベーションの喚起と社会実装、先端技術開発や社会実装等（高品質GaN（窒化ガリウム）、バイオプラスチック、GOSAT-GW等）、環境スタートアップの研究開発や事業化を支援。
- **再生可能エネルギーの最大限導入にあたっては、地域共生型の再エネ事業を進めることが重要であり、地域主導の脱炭素の取組を、財政・人材・情報などの面から支援。**
- 洋上風力発電に係る区域指定の際に海洋環境等の保全の観点から国が調査を行うこと等を定めた「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第213回国会に提出。
- 「質の高い炭素市場」の構築のため、COP27において、我が国が主導し70を超える国や機関の参加表明を得て「パリ協定6条実施パートナーシップ」において、COP28では「6条実施支援パッケージ」を公表。JCMの活用機会が広がり、国際的な連携の更なる強化が期待される。「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想の実現にも貢献。
- G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合では、削減対策の進捗を確認し、1.5℃に整合した、全経済分野・すべての温室効果ガス（GHG）を対象とした総量削減目標を含むNDCを期限内に提出することを誓約するとともに、主要経済国を含む全ての国に同様のNDCを提出することを要請。

AZEC首脳会合に参加する岸田文雄内閣総理大臣や朝日健太郎環境大臣政務官 資料：内閣広報室



COP28「6条実施支援パッケージ」公表イベントに参加する伊藤信太郎環境大臣



資料：環境省

- 途上国に我が国の優れた脱炭素技術等を移転する二国間クレジット制度（JCM）は、2023年には29か国まで拡大し、250件以上の再エネや省エネの技術導入等の脱炭素プロジェクトを実施。世界の脱炭素化への貢献と日本企業の海外展開を促進。

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業（神奈川県川崎市）

- ・ 神奈川県川崎市は中小企業の脱炭素化を推進しており、「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」を創設。
- ・ 参画団体の人材育成と事業者支援に取り組み、中小企業の脱炭素経営を支援する人材の育成等を議論。

川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム 第1回全体会（2023年9月）

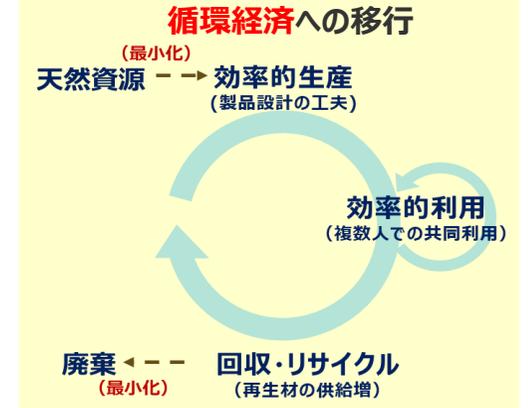


資料：神奈川県川崎市

- 「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行は、環境制約のみならず、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障の観点からも、政府一丸となって取り組むべき重要な政策課題。
- 2022年9月公表の「循環経済工程表」を踏まえ、循環型社会の形成に向けた施策の方向性や数値目標を明記した**第五次循環型社会形成推進基本計画**を2024年夏頃に策定を予定。

- 循環経済への移行を進め、循環型社会を形成するための、政府全体の施策を取りまとめた**国家戦略**として本計画を策定。
 - 高い技術力を有する製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等の連携を通じて、新たな価値を生み出す。
 - 地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして、高い付加価値を創出する資源循環の取組の自立・拡大を促進することで、地域外からの人材流入や雇用の創出等により地域経済を活性化させる。
 - 国際的な資源循環に関する議論と、国際機関・民間企業等と連携した国際的なルール形成をリードする。

循環経済へ移行した姿 資料：環境省



- 製造業と、廃棄物処分・リサイクル業等が一体となった資源循環を促進するための再資源化事業等の高度化に関する「**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案**」を2024年3月に閣議決定し、第213回国会に提出。

- 資源循環は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要。
- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の状況の報告・公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

- 2022年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたって、**3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）**の原則に則り、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じている。
- **プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）**の策定に向けた政府間交渉委員会は、2024年4月までに4回開催され、**条文案の改定版を基に交渉等が行われる**など議論が進んでいる。我が国は、2023年のG7広島サミットにおいて**プラスチック汚染に関する野心への合意を主導する**など積極的に取り組んできており、引き続き議論に貢献していく。

持続可能な社会をつくるためには、環境・社会・経済の統合的向上が重要。自然再興、炭素中立、循環経済の同時達成に向けた取組で、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにつなげていくことが重要。「新たな成長」の実践・実装の場として、地域循環共生圏を更に発展させていく。

- 地域循環共生圏は、地域資源を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するビジネスや事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。
- 2019年度より「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」にて、地域循環共生圏づくりに取り組む地域を支援。加えて、WEBサイトやフォーラムによる情報発信、セミナーの開催による地域循環共生圏の考え方を普及する。
- 環境整備や事業化支援等を実施。加えて、ポータルサイトの運用にて「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供していく。
- ESG地域金融の推進や、環境教育の推進と人材の育成・確保も肝要。

地域循環共生圏の概念

地域循環共生圏 = 自立・分散型の持続可能な社会

地域の主体性:オーナーシップ 地域内外との協働:パートナーシップ 環境・社会・経済課題の同時解決



資料：環境省

製炭による、捨てない経済循環と働きやすいシステムづくり（地域価値協創システム）

- 北海道オホーツク地域で活動する地域価値協創システムは、地元の廃棄農作物や間伐材を活用した製炭事業に取り組んでいる。
- 作業には障がい者を雇用し、バイオ炭は農地にすき込んで土壌改良と炭素固定を図るなど、農福連携と環境保全を両立している。
- 社会福祉と環境保全が融合した新たな地方創生ビジネスモデルで活動人口を増やすと共に、地域経済の活性化を目指している。

文化を継承し、新たな文化を創り出す～「銘仙」着物のアップサイクル～（Ay）

- 群馬県前橋市にあるAyは、群馬県の名産品である「伊勢崎銘仙」の着物をアップサイクルし、洋服や小物等の製品の企画、生産、販売を行っている。
- 製造工程を全て群馬県の工場で行い、銘仙以外の生地も天然素材やサステナブルな素材を使用するなど、環境負荷への配慮だけでなく、製糸・織物業が基幹産業であった群馬県の歴史と産業の発信にもつながっている。

伊勢崎銘仙

アップサイクル製品の写真



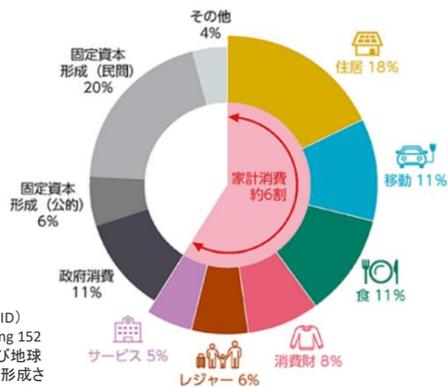
資料：Ay

資料：Ay

我が国の温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の約6割が家計によるものという報告があり、カーボンニュートラル達成のためには、今までの慣れ親しんだライフスタイルを変える必要があると言える。

■ 「住まい」「移動」「食」「ファッション」の側面から、温室効果ガスの排出量を減らし、廃棄物を減らして3R + Renewableによる資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていく必要がある。

消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



資料：南齊規介(2019)産業連関表による環境負荷原単位データブック(3EID)(国立環境研究所)、Nansai et al.(2020)Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省(2015)平成27年産業連関表に基づき国立環境研究所及び地球環境戦略研究機関(IGES)にて推計※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル(資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄)において生じる温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)を算定し、合算したもの(国内の生産ベースの直接排出量と一致しない)。

時間帯別CO2排出係数とEV昼充電ナッジについて

- ナッジとは、行動科学の知見の活用により「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」。
- 電力シェアリングは、電力の使用に伴うCO2排出量及びその削減量を精緻に計算し、家庭毎に環境配慮を評価する技術を開発。
- スマートフォンのアプリを用いた実証実験では、昼間に充電した場合のCO2削減量の提示や、CO2削減量に応じた少額の金銭報酬(ポイント)の付与等などのナッジにより、昼間のCO2排出量の少ない時間帯に電気自動車を充電する割合が統計的に有意に増加することが実証された。



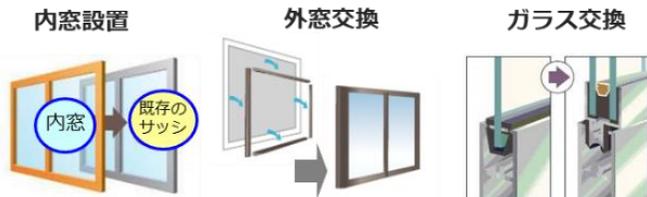
スマートフォンのアプリ画面のイメージ

資料：環境省

先進的窓リノベ事業

- 既存住宅における断熱性能の高い窓への改修費用の一部を補助。
- 熱の出入りの約6～7割が窓等の開口部で起きているため、窓の断熱性能を高めることによって冷暖房の使用量を抑え、光熱費の軽減や、家庭部門におけるCO₂排出の削減に貢献。
- 補助事業を通じた断熱性能が高い窓の普及の促進により、断熱性能がより高い窓の開発や製造コストの低減などが図られ、関連産業の競争力の強化等に繋がる。

補助対象工事の例



資料：環境省

国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を促すため、2022年10月に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始し、2023年7月に「デコ活」を愛称として決定。

- デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
- デコ活のホームページにおいて、4つの切り口（①デジタルも駆使した多様で快適な働き方・暮らし方の情報、②脱炭素型の製品・サービス情報、③インセンティブや効果的な情報発信を通じた行動変容の後押しにつながる情報、④地域独自の暮らし方の提案などの情報）から、企業・自治体・団体等より登録いただいた情報を発信することで、国民の豊かな暮らし創りを後押し。気候変動の影響をわかりやすく伝えるとともに、新しい国民運動の取組を加速化し、自治体・企業・団体等と連携し、国民の豊かな暮らし創りを力強く後押ししていく。

新しい豊かな暮らしの提案内容

- 省エネ住宅について、快適で健康な暮らしにもつながる住宅の断熱リフォーム促進キャンペーンを展開することで、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減（2013年度比）や、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保へ貢献していく。
- デコ活の開始と同時に発足した官民連携協議会（デコ活応援団）に参画している自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進している。
- 組織、個人単位での「デコ活宣言」の呼びかけや「デコ活アクション」を募集する「デコ活アクション大喜利大会」を開催するなど様々な普及啓発を実施。



資料：環境省

消費ベースで見た我が国のライフサイクル温室効果ガス排出量において、全体における各分野の排出は、**住居は18%、移動は11%、食は11%、消費財は8%**を占める。

住居

- 省エネルギーフォームについて、環境省、経済産業省及び国土交通省の関連事業をワンストップで利用可能とし、補助事業の利便性の向上に努めることで、より一層の改修の促進を図っている。

移動

- 世界ではガソリン車の販売禁止が加速しており、世界的な電動化の流れに乗り遅れることが無いよう、我が国でも自動車産業の電動化を後押しする。
- 移動手段はとかく習慣・固定化しがちであり、乗物の利用時にはCO2排出度合いを考慮することも重要
- 再生可能エネルギー電力と電気自動車（EV）等を活用したドライブを「ゼロカーボン・ドライブ（ゼロドラ）」で、家庭や地域、企業における取組を応援。

ゼロドラのロゴマーク



「あなたのドライブから、脱炭素の未来へ」

資料：環境省

資料：環境省

食

- 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品「食品ロス」の量は**2021年度で約523万トン**。
- 商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を選ぶ「**てまえどり**」をすることは、販売期限が過ぎて廃棄される食品ロスを削減する効果が期待できる。
- どうしても食べきれない場合には自己責任の範囲で持ち帰る「**mottECO（モッテコ）**」を推進し、国民運動をけん引する団体等を対象に「**令和5年度食品ロス削減推進表彰**」を実施。
- 2023年12月の「第8回食品ロス削減推進会議」において食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」の案が了承され、関係省庁において同パッケージを取りまとめる。

てまえどりとmottECO



資料：消費者庁、農林水産省、環境省



資料：環境省

第8回食品ロス削減推進会議に参加する滝沢求環境副大臣



資料：消費者庁

ファッション

- 2022年度の調査では、衣料品の1年間に新たに国内に供給される量の約92%が使用後に手放され、約64%はリユースもリサイクルもされずに廃棄されている。
- 2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、国内における繊維製品の回収方法、回収した繊維製品の選別・リサイクル技術の開発、設計・製造時の環境配慮設計、販売時における生活者への理解促進等についての課題と取組の方向性を議論し、同年9月にその報告書を取りまとめた。

我が国の熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移しており、2023年5月から9月までの救急搬送人員は約9万1千人であり、死亡者数は増加傾向が続き5年移動平均で1,000人を超えている。今後、地球温暖化が進行すれば、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策は喫緊の課題。

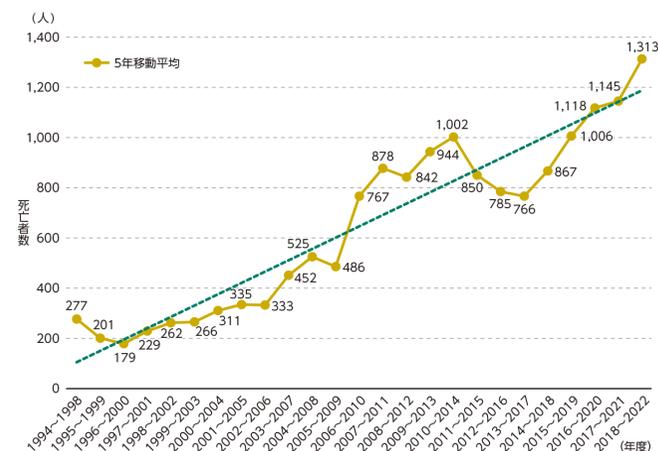
- 2023年4月に気候変動適応法等の一部改正法案が第211回国会で可決・成立。同法により、政府による熱中症対策実行計画の策定、熱中症警戒アラートの熱中症警戒情報としての法定化、より深刻な健康被害が発生するおそれのある場合の熱中症特別警戒情報の発表や、特別警戒情報の発表時に地域住民に開放する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できる制度が設けられた。
- 2023年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」では2030年に死亡者数を半減することを中期的な目標として位置付けた。

熱中症予防行動ポスター



資料：熱中症対策推進会議関係府省庁

熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移



資料：人口動態統計より環境省作成

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づきPFOS、PFOA、PFHxS等の第一種特定化学物質の製造・輸入等を原則禁止。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）では、第一種特定化学物質の製造・輸入等を原則禁止。近年、特に動向が注目されているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）は2010年に、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）は2021年に、それぞれ第一種特定化学物質に指定され、措置が講じられている。さらに、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）についても、2024年2月に第一種特定化学物質に指定され、今後、必要な措置が講じられる。

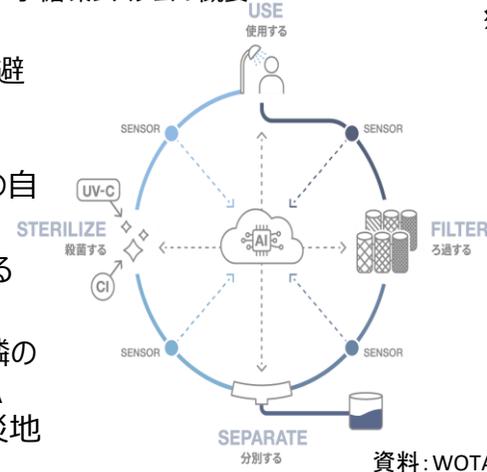
2024年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震では円滑・迅速な**災害廃棄物処理**に向けた支援や**ペットを飼養する被災者の支援**を実施。

- 使用済みの簡易トイレや、仮設トイレから回収したし尿について廃棄物処理施設が被災し稼働を停止したため、収集運搬については、地元の廃棄物処理業者に加え、他の都道府県の自治体職員や廃棄物処理業者の応援を受けながら、**広域処理**を実施。
- 被災家屋からの片付けごみ、全壊・半壊建物の解体に伴う災害廃棄物発生量は石川県内だけでも約244万トンと推計され、損壊家屋の早期解体を進めるため、「**公費解体・撤去マニュアル**」を策定・公表し、被災自治体に周知。
- 被災市町村の災害廃棄物処理を支援する「災害等廃棄物処理事業費補助金」について地方財政措置と合わせて国の負担率を97.5%とするとともに、損壊家屋等の解体・撤去について全壊家屋に加えて半壊家屋を特例的に財政支援の対象とする。
- **ペットを飼養する被災者の救護・支援のため、避難所等での対策、被災ペットの一時預かり、仮設住宅での対策の3つを中心に対応**を行い、避難所へのトレーラーハウス設置によるペット飼育スペースの確保、被災者のペットの一時預かりの体制構築の支援、ペット同居可能な仮設住宅の設置についての依頼や助言等を実施。

能登半島地震における小規模分散型水循環システムによる被災地支援（WOTA）

- ・ 令和6年能登半島地震では上下水道が多大な被害を受け、断水と避難所生活の長期化が見込まれる中、WOTAは、個室での温かいシャワー浴を実現する「WOTA BOX」と、清潔な手洗いを実現する「WOSH」といった小規模分散型水循環システムの展開と避難所での自律運用支援活動を実施。
- ・ 平常時でも、上下水道へのアクセスが困難な場所で水を自由に使える暮らしをもたらす。
- ・ 静岡県藤枝市では、避難所以外の公民館や駐車場等の場でも近隣の被災者の方が使えるよう、市職員による現地での運用の下、「WOTA BOX」を乗せた多目的支援車による温水シャワーの提供を行い、被災地支援を行っている。

水循環システムの概要



シャワー提供風景（「WOTA BOX」）：矢田郷コミュニティセンター（石川県七尾市）



帰還困難区域の避難指示解除に向け、**特定帰還居住区域**において**除染・家屋等の解体を実施**。また、福島県内の除染で発生した除去土壌等の**県外最終処分**に向け、**減容・再生利用の取組**と**全国での理解醸成活動**を推進。
さらに、**環境再生の取組**に加え**脱炭素・資源循環・自然共生**という環境の視点から復興の新たなステージに向けた**未来志向の取組**を推進。

帰還困難区域における取組

- 2023年11月までに6町村（葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村）における**特定復興再生拠点区域**全域の避難指示が解除。
- 特定復興再生拠点区域外については「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を2023年6月に改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。

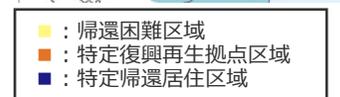
県外最終処分に向けた取組

- **福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分**の実現に向けて、最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の**減容・再生利用**に取り組む。
- 再生利用について、福島県飯舘村長泥地区における実証事業では、2023年度は水田試験等を実施。また、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業は、2023年10月に工事を完了。周辺環境モニタリングを実施し、施工前後の空間線量率に変化がない等の知見が得られている。
- **再生利用の必要性・安全性等についての理解を醸成**するため、飯舘村長泥地区の現地見学会の開催など、次世代に対する理解醸成活動も実施。

未来志向の取組

- 福島県と締結した「**福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定**」を踏まえた施策の推進、「**脱炭素×復興まちづくり**」推進事業の実施、「『**福島、その先の環境へ。**』シンポジウム」等による福島復興の姿の発信を行っている。

帰還困難区域について



資料：環境省

飯舘村長泥地区事業エリアの遠景



資料：環境省

国定勇人環境大臣政務官も参加した「福島、その先の環境へ。」シンポジウムの様子（楢葉町）（2024年3月10日）



資料：環境省

ALPS処理水の海洋放出に関し、客観性・透明性・信頼性を最大限高めた海域モニタリングを行い、結果を国内外へ広く発信する。

2021年7月から放射線健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組「ぐるプロジェクト」を推進。

海域モニタリングの様子 資料：環境省

ALPS処理水に係る海域モニタリング

- 2023年8月のALPS処理水の海洋放出後、環境省ではモニタリングを強化・拡充し、従来から実施している時間をかけて精密な結果を得る分析に加え、結果を1週間程度の短時間で得る迅速分析を高い頻度で実施。これらの分析の結果、人や環境への影響がないことを確認。
- 我が国の分析能力の信頼性を確認するため、第三国の専門家の参加も得て、国際原子力機関（IAEA）による比較・評価を実施。2022年の実施結果では、IAEAにより、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、海洋環境中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い正確性と能力を有していると評価。
- 海域モニタリングの結果を発信するウェブサイトについて、中国語・韓国語での更新も開始。モニタリング結果公表時に、国内外の報道機関への発信やSNSによる発信を実施。
- 引き続き、客観性・透明性・信頼性の高い海域モニタリングを徹底し、その結果を国内外に分かりやすく発信していく。



採取した試料をIAEA及び第三国の専門家が確認の様子 資料：環境省



放射線健康影響に係るリスクコミュニケーション

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の放射線健康影響について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と評価している。
- 福島県「県民健康調査」検討委員会甲状腺検査評価部会においては、「先行検査から検査4回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめている。

※甲状腺検査は各対象者に原則2年に1回実施しており、先行検査から本格検査（検査4回目）は、2019年度までに実施された検査。

放射線相談員支援センター

- 福島県内における放射線不安対策として、相談員、自治体職員等への研修会の開催、専門家の派遣、また、帰還した住民等を対象とした車座意見交換会等を通じ、リスクコミュニケーション活動を実施。

ぐるプロジェクト

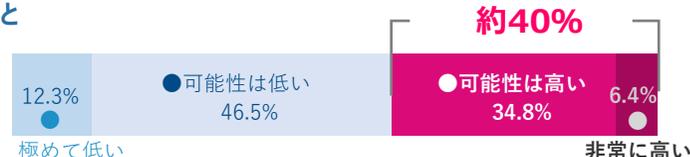
- 放射線の健康影響に関する正確な情報を発信し、誤解から生じる差別・偏見をなくしていくため、



「学び・知をつむ“ぐ”」
 「人・町・組織をつな“ぐ”」
 「自分ごととしてつたわ“る”」 取組を推進。

目標

「東京電力福島第一原発事故の被災地における放射線に関して、次世代への健康影響が起こる可能性が高い」と思っている方の割合を2020年度の40%から2025年度までに20%に半減させること



出典：環境省 アンケート調査（2021年3月）

令和5年度に各分野で講じた施策 第2部

(令和5年度 環境の状況／循環型社会の形成の状況／生物の多様性の状況)

第1章 地球環境の保全

地球温暖化対策／気候変動の影響への適応の推進／オゾン層保護対策等

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

昆明・モントリオール生物多様性枠組及び生物多様性国家戦略2023-2030の実施／
生物多様性の主流化に向けた取組の強化／生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保安全管理／
海洋における生物多様性の保全／野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等／持続可能な利用／
国際的取組／生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備

第3章 循環型社会の形成

廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状／持続可能な社会づくりとの統合的取組／
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化／ライフサイクル全体での徹底的な資源循環／
適正処理の更なる推進と環境再生／万全な災害廃棄物処理体制の構築／適正な国際資源循環体制の構築と
循環産業の海外展開の推進／循環分野における基盤整備

第4章 水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組

健全な水循環の維持・回復／水環境の保全／アジアにおける水環境保全の推進／土壌環境の保全／
地盤環境の保全／海洋環境の保全／大気環境の保全

第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

化学物質のリスク評価の推進及びライフサイクル全体のリスクの削減／化学物質に関する未解明の問題への対応／
化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進／化学物質に関する国際協力・国際協調の推進／
国内における毒ガス弾等に係る対策

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

政府の総合的な取組／グリーンな経済システムの構築／技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等／
国際的取組に係る施策／地域づくり・人づくりの推進／環境情報の整備と提供・広報の充実／環境影響評価／
環境保健対策／公害紛争処理等及び環境犯罪対策

令和6年度に各分野で講じようとする施策 (令和6年度 環境の保全に関する施策／循環型社会の形成に関する施策／ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策)

第1章 地球環境の保全

地球温暖化対策／気候変動の影響への適応の推進／オゾン層保護対策等

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

生物多様性の主流化に向けた取組の強化／生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理／海洋における生物多様性の保全／野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等／持続可能な利用／国際的取組／生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基盤整備

第3章 循環型社会の形成

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり／資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環／多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現／資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行／適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進／原子力災害からの環境再生の推進

第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

健全な水循環の維持・回復／水環境の保全／土壌環境の保全／海洋環境の保全／大気環境の保全／媒体横断的な対策／良好な環境の創出／水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組

第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築／情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され利用が可能となりアクセスできる状態の確保／懸念課題への対応／製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化／効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化／負の遺産への対応等

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

政府の総合的な取組／グリーンな経済システムの構築／技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等／国際的取組に係る施策／地域づくり・人づくりの推進／環境情報の整備と提供・広報の充実／環境影響評価／環境保健対策／公害紛争処理等及び環境犯罪対策